



健康保険組合からのお知らせ 保険料率引き上げのお願い

日ごろは健康保険組合の運営と事業に対する取り組みにご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

わが国の高齢化は、他国に例を見ないほど驚異的なスピードで進んでいて、健康保険組合を取り巻く情勢は年を追うごとに厳しいものになっています。高齢者医療制度等への拠出額の負担は増大する一方です。平成29年4月に予定されていた消費税増税が平成31年10月に延期されたため、国は財源を確保できていません。それまでは協会けんぽ、国保、高齢者医療制度への支援を国から健康保険組合が肩代わりさせられる構図が続くことになります。

当健保組合はこの環境下で費用を抑制するための施策は徹底して行ってまいりますが、同時に疾病予防対策は充実させていかなければなりません。このような状況に対処するため、去る2月16日開催の組合会にて協議をし、健康保険料率をこれまでの9.4%から9.8%へ引き上げさせていただくことを決議いたしました。

事業主と被保険者とで半分ずつ負担して、4月に振

り込まれる給与から納めていただくこととなります。事業所および被保険者のみなさま方にはご負担をおかけしますが、前述の当健保組合を取り巻く環境をご理解いただいた上で、ご了承をお願い申し上げます。

主な施策は下記のとおりです。

記

1. 健康保険料率引き上げ

保険料率 9.4%から**9.8%**へ (0.4ポイント引き上げ)

2. 介護保険料率維持

保険料率 **1.4%** (前年度から変更なし)

3. 付加給付

一部負担還元金、家族療養費付加金、合算療養費付加金の控除額3万円を**5万円**に引き上げます。
出産育児一時金・付加金は前年度からの変更なく、10万円を継続します。

4. 保健事業

平成29年度について、人間ドック等の個別健診、特定健診・特定保健指導はこれまでと同様に継続します。

みなさまへの お願い

**被保険者、被扶養者のみなさまにおかれましても、
特に、次の4点についてのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。**

- 1 1年間に1回は健康診断を受けて、病気の早期発見・早期治療のきっかけとしてください。
- 2 歯もメンテナンスが必要です。虫歯がなくとも、年に1回は歯石除去や歯周病予防のために歯科を受診してください。歯周病が糖尿病、心臓病、うつ病、認知症などを悪化させるとの研究もあります。同封の無料歯科健診の案内もご活用ください。
- 3 特に支障のない限りは極力ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使用してください。ジェネリック医薬品使用比率の低い健保組合は、高齢者医療制度への拠出金を割り増しされることとなり、ますます財政状況が悪化してまいります。「ジェネリック希望シール」が必要な方は健康保険組合へご連絡ください。
- 4 整骨院、接骨院、鍼灸院等の看板には、よく「健康保険適用」と記載されていますが、病院とは違い健康保険が適用できるのは一部の施術に限られています。肩こり、腰痛、スポーツなどによる筋肉痛、加齢からくる痛み、神経痛・リウマチなどの慢性病からくる痛みなどは、全額自己負担となります。



ご不明な点は下記までお問い合わせください

〒135-8073 東京都江東区青海 2-4-32 タイム 24ビル 5階南棟

システナ健康保険組合 Tel:03-5530-3671 Fax:03-5530-3670

メールアドレス: info@systemakenpo.jp ホームページ: http://www.systemakenpo.jp/

平成29年度収支予算の報告

予算総額は

16億8,441万円

保険料率を引き上げて予算編成

当組合の平成29年度予算が次のとおりに決まりましたのでお知らせします。

○健保を取り巻く状況

健保組合は多くの納付金を高齢者医療制度に拠出し、高齡化の進行により納付金は年々増加し、過重な負担を強いられています。「平成27年度決算見込の概要」(健康保険組合連合会)によると1、278億円の経常赤字を計上していますが、これは多くの健保組合が保険料率の引き上げを実施したためで、全健保組合の約5割が赤字に陥るといふ厳しい財政状況が続いています。

平成29年度は「後期高齢者支援金の総報酬割への完全移行」「短時間労働者への適用拡大の条件緩和」「介護納付金の段階的な総報酬割の移行」などが実施されることになり、健保組合にとってさらなる負担増が予測されます。

○高齢者医療制度の負担構造改革の実現を

誰もが少ない自己負担で医療が受けられる国民皆保険制度を維持していくためには国による健保組合への適切な財政支援が不可欠であり、現役世代に過重な負

担を強いる高齢者医療制度の負担構造改革の実現が強くもめられます。当組合としましては他健保組合や健康保険組合連合会とともに、適切な対応が得られるよう働きかけを継続してまいります。

平成29年度はデータヘルス計画をスタートして3年目となり、第1期最終年度を迎えます。引き続き特定健診、特定保健指導など、事業の一層の充実を図ってまいります。どうか健康の保持・増進に努めていただき、医療費の節減にご協力をお願いします。

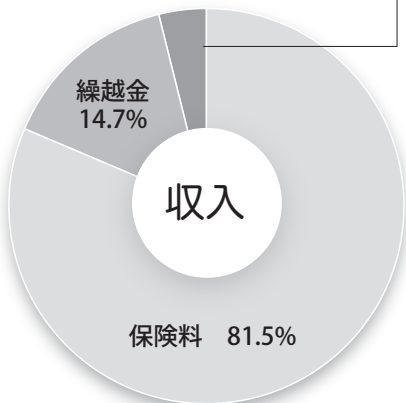
当健保組合の財政内容

○平成28年度着地見通し

・収入は予算より22百万円少ない1、470百万円、支出は予算より269百万円少ない1、223百万円となる見込みです。したがって当初予算163百万円よりも84百万円多い247百万円を平成29年度へ繰り越せる見込みです。

収支の割合(一般勘定)

その他
(調整保険料、国庫補助金収入、財政調整事業交付金、雑収入、介護勘定受入) 3.8%



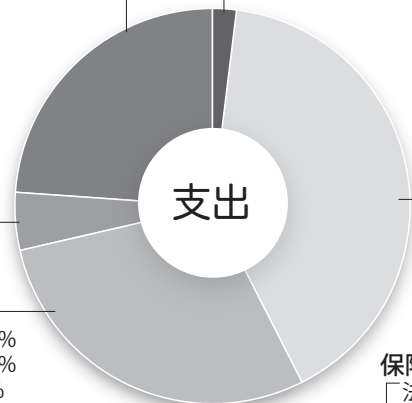
その他
(営繕費、財政調整事業拠出金、連合会費、雑支出、予備費、介護勘定繰入) 23.8%

保健事業費 4.6%

事務費 2.2%

納付金 29.0%

前期高齢者納付金	10.4%
後期高齢者支援金	17.5%
病床転換支援金	0.0%
退職者給付拠出金	1.1%
老人保健拠出金	0.0%



保険給付費 40.4%

法定給付費	39.5%
付加給付費	0.9%

○平成29年度の保険料率

平成28年度の医療費支出は予算を下回る推移でしたが、その内訳である前期高齢者療養費は、高額レセプトの発生により、予算作成時に想定した額を大幅に超過しました。そのため平成28年度に概算納付した前期高齢者納付金の精算年度である平成30年度に、1億円を超える追加納付が課される見込みとなりました。この支払いに備えるため、平成29年度の健康保険料率を現行9・4%から9・8%に上げさせていただきます。

介護保険料率は、1・4%のまま変更ありません。

○資産と支払余剰金の推移

健康保険組合の資産は、法定準備金、任意積立金、支払余剰金の形で保有しています。法定準備金、任意積立金は銀行定期預金として保有し、支払余剰金は普通預金としています。現時点では、法定準備金200百万円、任意積立金136百万円、支払余剰金247百万円で、合計583百万円です。

○平成29年度予算の内容

平成29年度は、被保険者数3,215名、平均標準報酬月額334,023円、賞与総額1,515百万円で保険料収入は、1,373百万円を見込んでいます。平成28年度からの繰越金247百万円を見込んで、収入合計1,684百万円です。

平成28年度は、被保険者数3,034名、平均標準報酬月額334,626円、賞与総額1,381百万円で保険料収入は、1,242百万円の予算としましたが、ここへ被保険者数の増加等を見込んで平成29年度予算を編成しました。

支出は、保険給付費680百万円、納付金488百万円、保健事業費76百万円、事務費36百万円な

どで、不足分を補うための予備費として380百万円を計上しています。

・經常収入支出差引額はプラス93百万円です。

生活習慣病の早期発見・早期治療のための健診

当健康保険組合としては、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品使用の促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被保険者証の検認(被扶養者資格確認)、柔道整復師療養費適正化、レセプト情報や特定健診・特定保健指導の実施結果による情報分析を用いてハイリスク群へ疾病の早期発見・早期治療を促すこと、などの施策を推進していきます。自覚症状があらわれにくい生活習慣病を早期発見・早期治療するためには、健診を受けることが第一歩と考えています。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。

平成29年度 予算概要

一般勘定

●収入 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	1,373,898	1,242,957	130,941
┌ 保険料	1,373,489	1,242,571	130,918
└ 国庫負担金収入・他	409	386	23
繰越金	247,389	204,801	42,588
調整保険料	18,322	17,435	887
繰入金	0	0	0
国庫補助金収入	2,400	10,203	-7,803
財政調整事業交付金	38,000	14,000	24,000
雑収入	2,408	2,556	-148
介護勘定受入	2,000	0	2,000
合計	1,684,417	1,491,952	192,465

●支出 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	36,582	34,753	1,829
保険給付費	680,202	676,886	3,316
┌ 法定給付費	665,809	659,774	6,035
└ 付加給付費	14,393	17,112	-2,719
納付金	488,370	516,948	-28,578
┌ 前期高齢者納付金	175,719	226,914	-51,195
┌ 後期高齢者支援金	294,767	268,512	26,255
┌ 病床転換支援金	2	2	0
┌ 退職者給付拠出金	17,880	21,517	-3,637
┌ 老人保健拠出金	2	3	-1
保健事業費	76,923	81,442	-4,519
還付金	2	2	0
営繕費	1,001	501	500
財政調整事業拠出金	18,322	17,435	887
連合会費	786	799	-13
雑支出	101	101	0
予備費	380,128	163,085	217,043
介護勘定繰入	2,000	0	2,000
合計	1,684,417	1,491,952	192,465

介護勘定

●収入 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
保険料収入	57,920	55,273	2,647
繰越金	11,068	15,334	-4,266
繰入金	1,400	0	1,400
雑収入	0	1	-1
一般勘定受入	2,000	0	2,000
合計	72,388	70,608	1,780

●支出 (千円)			
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	64,618	58,643	5,975
還付金	50	50	0
積立金	0	0	0
一般勘定繰入	2,000	0	2,000
雑支出	2	2	0
予備費	5,718	11,913	-6,195
合計	72,388	70,608	1,780

4月より新生活がスタートします

ご家族に変更があったときは 届け出をお願いします

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）

被扶養者をはずれるときは

被扶養者異動届の提出とともに、保険証（該当する被扶養者の保険証のみ）も忘れずに返却してください。

こんな場合被扶養者からはずれます

- ・お子さんが就職して、勤め先の健保組合等の被保険者となったとき
- ・パートやアルバイトで働いていた方が、短時間労働者に対する健康保険の適用拡大によって、勤め先の健康保険に加入することになったとき
- ・奥さまの収入が被扶養者として認められる基準額を超えたとき
- ・ご両親や家族との同居関係や生計維持関係が変わり、被扶養者として認められる基準を満たさなくなったとき
- ・お子さんが結婚してパートナーの被扶養者となったとき
- ・75歳の誕生日を迎え、後期高齢者の医療制度に加入したとき
- ・離婚したとき
- ・死亡したとき



公 告

公告第205号

新年度の健康保険料率及び介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94から98へ、1,000分の4上がります。
介護保険料率は1,000分の14のまま変更ありません。
平成29年3月1日（平成29年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成29年4月1日）から実施します。

1. 健康保険料率

	変更前		変更後	
被保険者	一般保険料率	46.350/1,000	一般保険料率	48.355/1,000
	調整保険料率	0.650/1,000	調整保険料率	0.645/1,000
	合計	47.000/1,000	合計	49.000/1,000
事業主	一般保険料率	46.350/1,000	一般保険料率	48.355/1,000
	調整保険料率	0.650/1,000	調整保険料率	0.645/1,000
	合計	47.000/1,000	合計	49.000/1,000
合計	一般保険料率	92.700/1,000	一般保険料率	96.710/1,000
	調整保険料率	1.300/1,000	調整保険料率	1.290/1,000
	合計	94.000/1,000	合計	98.000/1,000

2. 介護保険料率（変更なし）

	介護保険料率
被保険者	7.000/1,000
事業主	7.000/1,000
合計	14.000/1,000

公告第206号

任意継続被保険者の 新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記の通り公告します。






平成29年度の任意継続被保険者の標準報酬月額額は340,000円で、昨年度からの変更はありません。

保険料は以下のとおりです。

●保険料

標準報酬月額	340,000円（第24等級）
健康保険料月額	340,000円 × 98/1,000 = 33,320円
介護保険料月額	340,000円 × 14/1,000 = 4,760円

上記標準報酬月額額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。
（適用期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日）

事業概要 (平成29年2月末現在)		被保険者数		被扶養者数		
事業所数 	9事業所		男	1,883人		1,269人 1人当たり扶養率 0.43人
			女	1,095人		
		平均標準報酬月額 	男	371,927円	介護保険第2号被保険者数 	901人
			女	267,525円		
			平均	333,539円		